

よりよい「交流及び共同学習」を進めるために

～共に生きる社会をめざして～



誰もが相互に人格と個性を尊重し合える「共生社会」の実現のためには、障害のある人と障害のない人がお互いに理解し合うことが不可欠です。県教委では、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を進めており、「交流及び共同学習」を重要な教育活動として位置付けています。

「交流及び共同学習」は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この両方の側面を一体として捉え、実践する必要があります。

本リーフレットは、子どもたち同士、子どもたちと地域社会の人たちとが活動を共にする機会を積極的に設け、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むことを目的として作成しました。

平成28年3月
山口県教育委員会

1 「交流及び共同学習」の意義

保護者の願いから



地域の人や、同世代の子どもたちとつながりをもちながら生活してほしいと思っています。



多くの人に、障害について理解してほしいと思っています。活動を共にする中で、お互いを尊重する気持ちが育つとよいですね。

「交流及び共同学習」は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、障害のない子どもにとっても大きな意義があります。

また、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」の趣旨を踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法【※1】」）が平成28年4月より施行されます。今後、学校や地域における理解の促進を図る上で、「交流及び共同学習」の重要性は一層高まると考えられます。

ピックアップ



※1 「障害者差別解消法」

障害のある人への差別をなくし、共に生きる社会をつくることをめざした法律です。法の施行により、公立学校においては、不当な差別的取扱いが禁止され、必要な「合理的配慮【※2】」を行うことが義務付けられます。

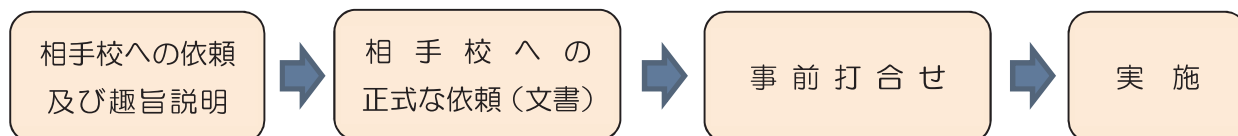
※2 「合理的配慮」

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて個別に必要とされる配慮です。また、学校の設置者及び学校に対して、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

「交流及び共同学習」においても、実施に当たって必要な「合理的配慮」が提供される必要があります（「4『交流及び共同学習』における『合理的配慮』の提供」参照）。

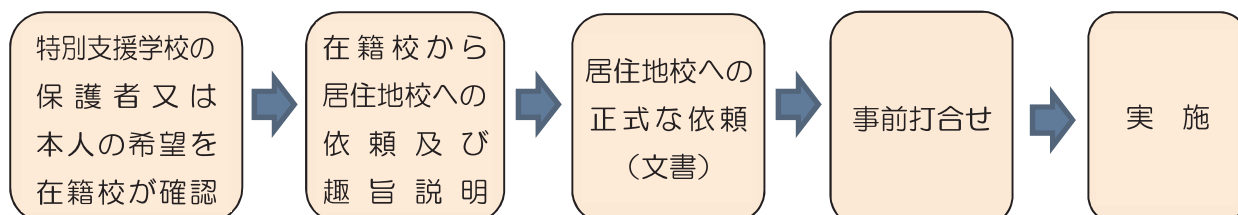
2 「交流及び共同学習」を始める際の手続等

1 学校間交流【特別支援学校と小・中・高等学校等との交流（学年間、学級間の交流を含む）】



※ 特別支援学校から依頼する場合と、小・中・高等学校等から依頼する場合があります。

2 居住地校交流【特別支援学校の児童生徒と居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流】



<事前打合せの内容>

- ・児童生徒の実態及び交流上の配慮事項
- ・実施計画（年間のスケジュール）
- ・授業等でのねらい、学習内容及び評価方法
- ・安全管理上の配慮事項 等

- ・学校間交流については、双方の学校で教育課程に位置付け、ねらいを明確にする必要があります。
- ・交流開始後も、双方の学校の教員で、取組について適切に評価することが大切です。

3 地域との交流【特別支援学校に通う児童生徒と居住する地域の住民等との交流】

インクルーシブ教育システムを構築する上で、学校と地域のつながりを一層促進することが重要であり、コミュニティ・スクール（CS）の活動と連携した地域との交流を積極的に進めることが求められます。

<特別支援学校が小・中学校のCSの活動と連携して行う交流の手続例>

特別支援学校で実施について検討後、CS（小・中学校）に相談
<相談先>
・CSの管理職及び担当教員
※CSコーディネーター 等



学校運営協議会での検討・実施

<実施例>

- ・ゲストティーチャー
- ・地域の施設での清掃活動
- ・地域での販売活動
- ・地域の行事への参加
- ・合同避難訓練 等

※CSコーディネーター：各小・中学校区内の教育支援活動等の連携について調整を行う者（各地域によって名称は異なります。）

その他に、特別支援学校で実施している「製品の販売活動」や「現場実習」なども、地域との交流を進める上で有効な機会となります（「3『交流及び共同学習』の実践」に実践例を掲載）。

※ 市町立学校へ依頼する場合は、市町教委と十分に連携して進めます。

3 「交流及び共同学習」の実践

学校間交流

特別支援学校小学部と小学校との「交流及び共同学習」



ボウリング



カードゲーム



折り紙



イモ掘り

お互いの学校の児童が興味・関心をもっている内容を中心とした授業や集会活動が多く設定されています。直接触れ合っていく交流活動をより効果的なものにするために、手紙やビデオレター、電子メール等を活用した間接的な交流を事前・事後学習として実施している学校もあります。

特別支援学校中学部と中学校との「交流及び共同学習」

共に体を動かして楽しむ活動が多く設定されています。動きについてお互いに教え合うなど、自然な関わりが見られます。部活動で、地域の中学校卓球大会にも参加しています。



【中学校の生徒の感想】

コリントゲームの台がとても丁寧に作られていて、すごいと思いました。



学校対抗でのコリントゲームを楽しみました。コリントゲームの台は、特別支援学校の生徒が協力して製作したものです。みんなで声援を送る温かい雰囲気の中で活動が進みました。

※ 小・中学校では、学校内に設置する特別支援学級と通常の学級の間で「交流及び共同学習」が行われています。

特別支援学校高等部と高等学校との「交流及び共同学習」



近隣の商工高等学校へ高等部の生徒が訪問し、一緒に木工製品の製作を行っています。高等学校の生徒が製作の手順を丁寧に伝え、協力して製品を完成させました。

毎年、近隣の商業高等学校で開催される販売実習に、高等部の生徒が参加し、販売活動を通して交流を深めています。

宇部総合支援学校美祢分教室・萩総合支援学校長門分教室(平成27年度開設)における「交流及び共同学習」

美祢分教室は、廃止となった小学校に設置されており、地域とのつながりが深いのが特色です。地域の方と活動を共にする機会が多く設けられています。



花壇づくり



地域の店舗での野菜の模擬販売



そうめん流し

長門分教室は、地域の小学校内に設置されており、日常的な触れ合いの機会が子どもたちの相互理解につながっています。



図画工作科の授業



休憩時間での交流



小学校の運動会に参加

【長門分教室教員より】
行事や参観日を通して、小学校の保護者へも理解が広がっています。日常的に小学校の先生と打合せや情報交換等、細かな連携を図ることができます。

地域との交流

特別支援学校における地域との交流

専門家を学校に招き、地域の高等学校の生徒と合同で「藍染め製品」を製作しました。製作した製品を、市のフェスタで地域の方に販売しました。



学校近くの、県の研修施設や大学で喫茶サービスの実習を行っており、生徒の働く意欲の向上につながっています。また、丁寧な接客が利用者の方に好評です。



【実習後の生徒の感想】

お客さんに「ありがとう」と言ってもらえて、働く自信がつかました。

地域の施設を訪問し、高齢者の方との交流集会を行っています。継続的に訪問を実施しており、高齢者の方は児童生徒との触れ合いを楽しみにしていらっしゃいます。



小学校におけるコミュニティ・スクールの活動と連携した地域との交流

学校運営協議会における協働の活動として、特別支援学級の児童と地域の方が協力して野菜づくりを行っています。収穫した野菜の販売実習も行っており、地域や保護者の方に喜ばれています。

【地域の方の感想】

一緒に作業をすることで、子ども一人ひとりの得意なことや苦手なことがよく分かり、どう関わればよいかを深く考えるようになりました。



4 「交流及び共同学習」における「合理的配慮」の提供

「交流及び共同学習」を進めるに当たっては、参加する児童生徒等については、事前に、障害の状態や環境整備の状況等を踏まえて決定した「合理的配慮」が、「交流及び共同学習」においても適切に提供されるよう、関係者間で共通理解を図っておくことが必要です。

「合理的配慮」の検討、決定については、以下に掲載している【障害に応じた配慮例】に加え、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（以下「インクルDB」）」に掲載されている「合理的配慮」の提供事例も参考にしてください。

インクルDB URL <http://inclusive.nise.go.jp/>

「合理的配慮」は、多様かつ個別性が高いものです。配慮例で示す内容が全てではなく、一人ひとりの教育的ニーズ等に応じて必要な配慮を決定し、確実に提供することが大切です。

【障害に応じた配慮例】 「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省）を参考に作成

	主な配慮の例
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材等を提示する場合、言葉での説明を添えるとともに、手で触って観察できるようにする。「そこ」「あそこ」などの指示代名詞は避け、具体的に指示する。 ○ 慣れない場所に行ったり、初めて体験したりする時には、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする。 ○ 文字カード等を提示する際にはコントラストをはっきりさせ、文字を大きく書くとともに、照明等に配慮して見やすくする。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが話し手の方を向いている時に、話し手は自分の顔全体、特に口元がはっきりと見えるようにして話しかける。 ○ 話が通じにくい場合には、手のひらに指で文字を書いたり、空書したり、紙に書いたりして確認する。必要があれば指文字や手話を活用する。 ○ できるだけ板書や実物など視覚的な手がかりを利用して活動の流れを伝える。
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言葉による指示だけでなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりすることによって活動内容を理解しやすくする。 ○ 繰り返してできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真等を用いて手順が分かりやすくなるようにしたりして、見通しをもちやすくする。 ○ 子どもの行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、子ども同士が理解し合えるようにする。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすや杖等を使用する子どもが、階段や段差のあるところで困っている場合には、どうしたらよいかを尋ね、それぞれの子どもの合った方法で援助する。また、必要に応じて周囲の人たちの協力を求め、安全な方法で介助するようにする。 ○ 車いすを押す場合にはゆっくり押すように心がける。前方に段差や坂道がないかを確認し、急な下り坂では後ろ向きに進むなど状況に応じた安全な押し方をする。 ○ 話をする時は、子どもの目の高さに合わせるように努め、気持ちを伝える。

裏表紙へ続く

	主な配慮の例
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動に当たっては、保護者、担当医、教師の間で個々の子どもの病状や活動する際の注意事項等を確認する。 ○ てんかんや気管支ぜん息等の子どもは、発作等がない時には他の子どもと同程度の活動が可能な場合があるが、その際にも過重な負担にならないように留意する。 ○ 病気によっては急に不調になることもあるので、活動中も体調の変化に十分注意するとともに、個々の病状や体力に応じた活動を工夫する。
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもにとっては、話すことが苦にならない楽しい雰囲気大切であり、温かく、思いやりのある好ましい人間関係を保つことができる環境づくりに心掛ける。 ○ ゆっくりと話すように努め、子どもの話に対しては笑顔でうなずいたり、はっきりと返事をしたりして、子どもが話し終わるまで丁寧に聞くようにする。 ○ 吃音の子どもに対しては、急いで話したり言い直したりすることを求めず、また、話の途中で口を差しはさまないようにする。
自閉症・情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しがもてるように、計画された活動内容を、簡潔な言葉や動画、写真等の視覚的な情報を活用して事前に知らせる。また、急激な変化を苦手とする場合が多いことから、計画された活動を急に変更することがないようにする。 ○ 集団活動に参加することが苦手な子どもが多いことから、少人数による活動から徐々に人数を増やしたり、子ども同士の相性を考慮したりするなど工夫する。 ○ 聴覚や視覚、触覚等に強い過敏性が見られる場合もあることから、騒がしい場所や蛍光灯の光、人との接触等について、必要に応じて調整する。
学習障害（LD）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 得意な能力を生かした活動ができるように工夫する。苦手な活動に対しては、周囲の理解を図るとともに、できる限り自分の力でできるような支援の手立てを工夫する。 ○ 具体的に簡潔な言葉で話すとともに、実物やVTR、写真、絵カード等を用いて視覚的な情報を提供する。 ○ 文字を示す時には、読みやすい大きな文字を使うようにする。不必要な文字は黒板から消すなどして、必要な情報を精選して提示する。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聞き落としや見落としをしないように、教師に注目していることを確認してから話したり見せたりする。また、一度に多くのことを伝えようとしないで、一つのことを簡潔に伝えるようにする。 ○ 一つ一つの活動を短く区切るとともに、一つの活動が終わった時には、次に行うことが明確に分かっているようにする。 ○ 忘れても思い出せるように、指示内容は簡潔に書いて提示する。

ルピのある本リーフレットは、特別支援教育推進室Webページに掲載しています。

URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>

